

# 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種費用の請求に関する連絡事項等について

## 1 実施機関における請求事務について

### (1) 請求先

原則住民票所在地の市町で接種を行うことから、原則直接市町へ請求してください。やむを得ない事情により、**住民票所在地（接種券の請求先）が接種実施医療機関等の所在する市町以外の場合は、滋賀県国民健康保険団体連合会**（以下「国保連」という。）へ**請求**してください。

また、令和3年12月1日以降に**新様式の予診票を用いて行った接種に係る時間外・休日加算も併せて国保連へ請求**して下さい。（ただし、旧様式を用いて行った接種に係る時間外・休日加算の請求は、**これまでどおり**所定の様式にて**市町へ請求**してください。）

### (2) 請求の締切日・・・原則毎月10日まで

原則として、コロナワクチン接種の実施日の翌月10日までに、国保連へ必要書類を提出してください。（『3 2021年度請求支払日程』参照）翌月以降に請求することは可能ですが、**実施日と同月に請求することはできません。**

### (3) 必要書類

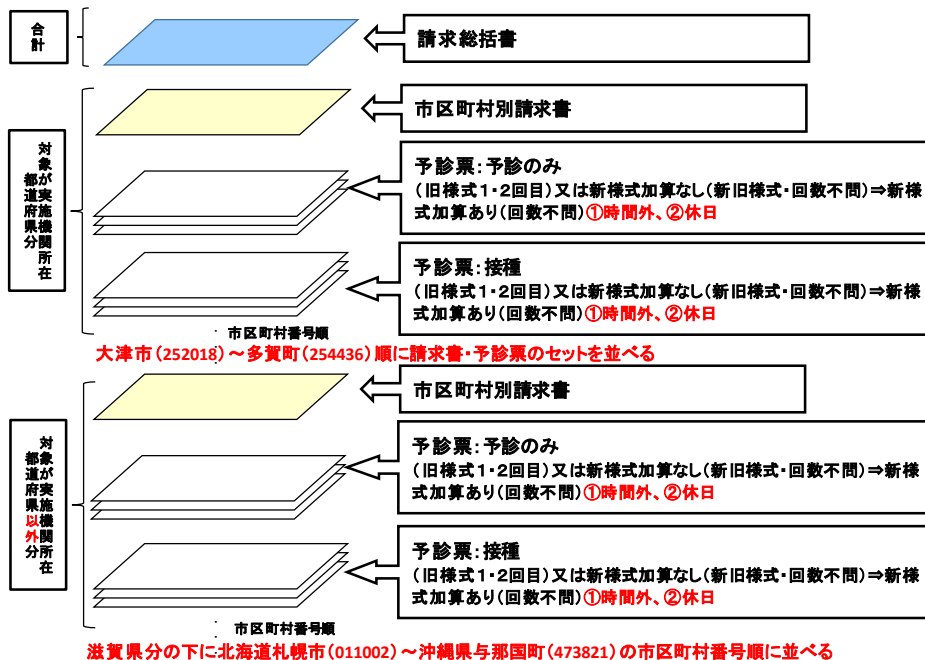
- ① コロナワクチン接種費等 請求総括書
- ② コロナワクチン接種費等 市区町村別請求書
- ③ 医療従事者用 新型コロナウイルスワクチン接種の予診票
- ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の予診票

V-SYSのIDを有している場合、  
①～③はV-SYSより出力可能です。  
④は厚生労働省ホームページよりダウンロード可能です。

※ 上記書類の提出については、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する医療機関向け手引き」の記載内容をご確認のうえ、記載もれ等ないようお願いいたします。

### (4) 編綴順

請求総括書、請求書、コロナワクチン接種の予診票を下図のとおり並べ、ひとつにまとめて左上をホッチキスや紐等で綴じてください。



※新様式加算あり（回数不問）は、**①時間外・②休日加算分をそれぞれにかためて**ご請求いただけますようお願いいたします。

## 2 費用の支払について

費用については、請求があった月の翌々月末日に登録されている口座に振り込まれます。

振込先は、原則として診療報酬又は特定健診等の振込先として指定している（委任状に記載された医療機関コードで登録されている）口座、介護老人保健施設や介護医療院等については、介護給付費等の振込先として指定している（委任状に記載された介護保険事業所番号で登録されている）口座と同一の口座です。

ただし、やむを得ない事情がある場合には、以下の手続きを行い、別の支払先口座を指定することも可能です。

※支払先を別途指定する場合 「医療機関向け手引き（5.0版）P71 抜粋」

【別口座を指定する場合の請求総括書の訂正】

施設等区分が「1」と表示されている場合は、手書きで「2」へ訂正を行う。

施設等区分が「2」と既に表示されている場合は、訂正を行う必要はない。

【請求総括書の訂正とあわせて行う手続き】

- ① 必ず、所在地の国保連に問い合わせる。
- ② 口座登録用書類に必要事項を記載の上、所在地の国保連に送付する。

※集合契約に参加した月（取りまとめ団体へ委任状を提出した日の属する月）の翌月の20日までに口座情報を国保連に報告すること。

なお、V-SYS登録時に保険医療機関コード等に類似するコードを新規付番された接種会場の場合（職域接種も同様）も、下記のとおり口座情報等を所定の様式により国保連に提出いただく必要があります。

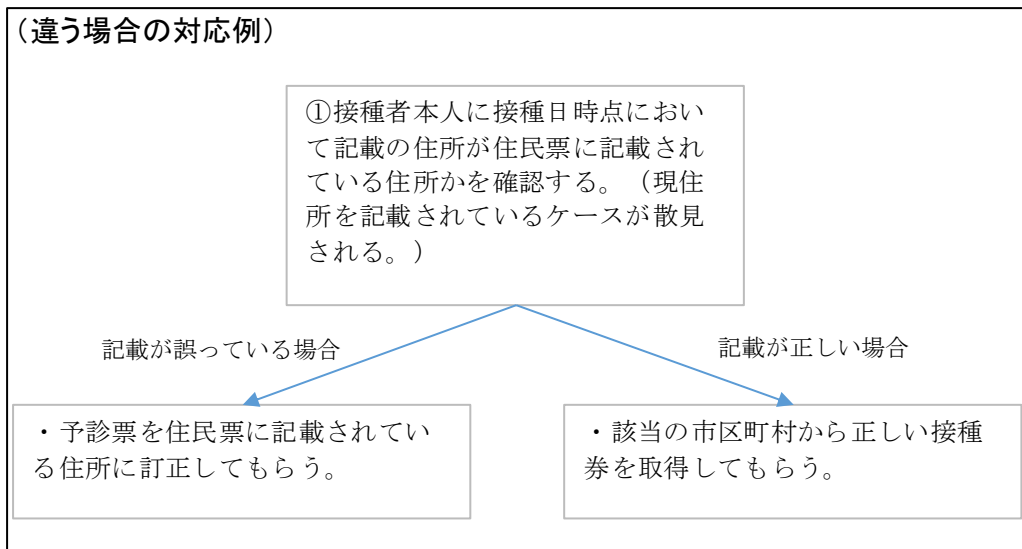
※V-SYS登録時に保険医療機関コード等に類似するコードを新規付番された場合

「自治体向け手引き（5.0版）P105 抜粋」

- ① 集合契約に参加した月（取りまとめ団体へ委任状を提出した日の属する月）の翌月20日までに、国保連に口座情報を提出する。その際、1つの市町村で複数の接種会場を設けた場合も、接種会場ごとに1枚の口座届出書を提出する。
- ② 国保連からの連絡先・各種書類（支払額に係る通知書・請求書・予診票の返戻等）の送付先が口座届出書に記載の連絡先（接種施設の電話番号）・所在地（接種施設の住所地）と異なる場合は、口座届出書の備考欄において、送付を希望する担当部署等の住所地等を登録すること。

### 3 留意事項

- (1) 予診票の住民票に記載されている住所と接種券の請求先市区町村(市区町村番号含む)が**必ず同じになっているかを確認**のうえ、請求してください。



- (2) 令和3年12月1日接種以降に国保連を通じて時間外・休日加算の請求を行う場合は、必ず新様式の予診票(1・2回目接種用や追加接種用)で請求してください。
- (3) 例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対する対応については、令和3年11月26日付け厚生労働省から発出された事務連絡「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」を確認のうえ、転記後の接種券一体型予診票又は接種券シール貼付後の予診票を請求してください。

#### 4 2021 年度及び 2022 年度請求支払日程

##### <2021 年度>

請求月	請求受付期日	国保連から実施機関等への支払日
4 月請求分	4/12 (月)	6/30 (水)
5 月請求分	5/10 (月)	7/30 (金)
6 月請求分	6/10 (木)	8/31 (火)
7 月請求分	7/12 (月)	9/30 (木)
8 月請求分	8/10 (火)	10/29 (金)
9 月請求分	9/10 (金)	11/30 (火)
10 月請求分	10/11 (月)	12/28 (火)
11 月請求分	11/10 (水)	1/31 (月)
12 月請求分	12/10 (金)	2/28 (月)
1 月請求分	1/11 (火)	3/31 (木)
2 月請求分	2/10 (木)	4/28 (木)
3 月請求分	3/10 (木)	5/31 (火)

##### <2022 年度>

請求月	請求受付期日	国保連から実施機関等への支払日
4 月請求分	4/11 (月)	6/30 (木)
5 月請求分	5/10 (火)	7/29 (金)
6 月請求分	6/10 (金)	8/31 (水)
7 月請求分	7/11 (月)	9/30 (金)
8 月請求分	8/10 (水)	10/31 (月)
9 月請求分	9/12 (月)	11/30 (水)
10 月請求分	10/11 (火)	12/28 (水)

※郵送される場合、請求受付期日必着で送付してください。

※10 日が土・日・祝日の場合、受付のため事務所を開所しております。